

第八十六条第一項中、「第三十一条第一項を第三十条の二第三項後段」に改め、「第四十二条の二」の下に、「第四十二条の三第二項」を、この場合において、「第四十二条の三第二項」を、第三十条の三」を加え、同条第二項中、「第三十一条第一項第一号」を、「第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段」に改め、「第四十二条の二」の下に、「第四十二条の三第二項」を加える。

第九十条の二第四項に次の一号を加える。  
 三 公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示するとき。

第二百一条第一項中、「第三十一条、第三十二条を、第三十条の二から第三十二条まで」に、「第四十二条の三」を、「第四十二条の四」に、「第四十七条の八」を、「第四十七条の九」に、「第四十七条の九」を、「第四十七条の十」に改め、同条第九項第一号中、「第三十一条第一項第一号」を、「第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段」に、「第四十二条の二」を、「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を、「第四十二条の四第二項」に改め、同項第五号中、「準用する」の下に、「第三十条の四」を加え、又は第四十七条の七」を、「第四十七条の七又は第四十七条の九」に改める。

第三百九十九条第一項中、「場合を含む」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作権隣接権の目的となつてゐるものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの）その提供又は提示が著作権又は著作権隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われたらば著作権又は著作権隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の

録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作権隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 第二百二十条の二第一号中、「専ら」を削り、「送信可能化した」を、「送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）をした」に改める。

附則

（施行期日）  
 第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 附則第七條、第八條及び第十條の規定 公布の日  
 二 第二条第一項第二十号並びに第十八条第三項及び第四項の改正規定、第十九条第四項に一号を加える改正規定、第三十条第一項第二号の改正規定、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一号を加える改正規定、第四十七条の九の改正規定、又は第四十六条を、「第四十二条の三第二項又は第四十六条」に改める部分に限る。）、同条ただし書の改正規定、第四十二条の二以下に、「第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。）、第四十九条第一項第一号の改正規定、第四十二条の二を、「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を、「第四十二条の四第二項」に改める部分に限る。）、第八十六条第一項及び第二項の改正規定、第四十二条の二まで」の下に、「第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。）、第九十条の二第四項に一号を加える改正規定、第二百一条第一項の改正規定、第四十二条の三を、第四十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第九号第一号の改正規定、第四十二条の二を、「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を、「第四十二条の四第二項」に改める部分に限る。）、第二百二十九条第一項の改正規定、同条に一号を加える改正規定並びに次条並びに附則第四条から第六条まで及び第九条の規定

平成二十四年十月一日

（経過措置）  
 第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。第十八条第三項第一号から第三号までの規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作者が行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）であつて、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）以下この項において「公文書管理法」という。）、第八号第一項若しくは第十一条第四項の規定により国立公文書館等（公文書管理法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。次項において同じ。）に移管されたもの又は公文書管理条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等（公文書管理法第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。）の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この項において同じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。次項において同じ。）に移管されたものについては、適用しない。

2 新法第十八条第三項第四号及び第五号の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作者が国立公文書館等又は地方公文書館等に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。

3 第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の著作権法第三十一条第二項の規定により記録媒体に記録されている著作物であつて、絶版等資料（新法第三十一条第一項第三号に規定する「絶版等資料」をいう。）に係るものについては、新法第三十一条第三項の規定により当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。  
 （罰則の適用に関する経過措置）  
 第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 （政令への委任）  
 第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）  
 第六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、平成十一年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。  
 別表第四十八号中、「第百十九條」を、「第百十九條第一項又は第二項」に改める。  
 （国民に対する啓発等）  
 第七条 国及び地方公共団体は、国民が、新法第三十条第一項（新法第二百一条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（新法第百十九條第三項に規定する有償著作物等をいう。以下同じ。）の著作権又は著作権隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたらば著作権又は著作権隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作権隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に對する理解を深めることができないよう、特定侵害行為の防止に關する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。  
 2 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に對する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に關する教育の充実を図らなければならない。  
 3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中、「新法第三十条第一項（新法第